

○総務省令第 号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行に伴い、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 寺田 稔

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正後	改正前
<p>第二十三条の二 「略」</p> <p>2 法第三十三条第一項の総務省令で定める方法は、次のとおりとする。</p>	<p>第二十三条の二 「同上」</p> <p>2 法第三十三条第一項の総務省令で定める区域（以下「単位指定区域」という。）は、都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域）とする。</p> <p>〔新設〕</p>	
<p>一 一の電気通信事業者が設置する固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数の、その伝送路設備が設置される一の都道府県の区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が百分の一未満である場合、当該電気通信事業者は当該都道府県の区域内に固定端末系伝送路設備を設置しないものとみなす。</p> <p>二 固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数は、利用者側において他の電気通信設備と接続される回線の数とする。</p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔3〕 同上</p> <p>4 同上</p> <p>一 〔同上〕</p>	
<p>〔3〕 略</p> <p>4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、当該設備との接続が利用者の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なものとする。</p> <p>一 符号、音響若しくは影像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるもの</p> <p>〔イ〕 略</p> <p>ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。）</p> <p>二 伝送路設備であつて次に掲げるもの</p> <p>〔イ・ロ〕 略</p> <p>ハ 第一種指定中継交換局間に設置されるものであつて、専ら異なる都道府県の区域間の通信を行うもの</p> <p>〔三・四〕 略</p> <p>（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）</p>	<p>〔イ〕 同上</p> <p>ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて、当該単位指定区域内における通信を行うもの（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。）</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔イ・ロ〕 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔三・四〕 同上</p> <p>（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）</p>	
<p>第二十三条の四 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕 略</p> <p>九 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される都道府県の区域と異なる都道府県の区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置</p> <p>〔十〕 略</p> <p>〔十一〕 略</p> <p>2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第二十三条の四 「同上」</p> <p>〔一〕 同上</p> <p>九 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置</p> <p>〔十〕 同上</p> <p>〔十一〕 同上</p> <p>2 〔同上〕</p>	

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	<p>「一」略</p> <p>一の二 相互接続点と第一種指定電気通信設備の間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気通信設備（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運営を行うものに限る。）との接続（第一種指定電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下「特定接続」という。）の請求等であつて、前号の接続に係るものを他事業者が行う場合における次の事項（イからハまでに掲げるものにあつては、前号に規定する事項と一体的に記載するものとする。）</p> <p>「イ」ハ 略</p> <p>「削る」</p>
	<p>「二」同上</p> <p>一の二 「同上」</p> <p>「イ」ハ 同上</p> <p>二 他事業者が特定接続（専ら異なる単位指定区域間の通信において、特定の PACKET についで優先的に通信の交換及び伝送を行うものに限る。ホにおいて同じ。）を行う場合に当該特定接続に関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第十二条第三項の規定を準用する。）</p>

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第四条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

様式第21(第2条第1項関係) 送路設備設置状況報告
 都道府県別種類別回線数

年3月31日現在

事業者名

種類	[略]
都道府県	
合計	

- 注1 [略]
 2 [略]
 3 「都道府県」の欄は、必要に応じて、適宜増減すること。
 4 [略]

改正前

様式第21(第2条第1項関係) 送路設備設置状況報告
 単位指定区域別種類別回線数

年3月31日現在

事業者名

種類	[同左]
単位指定区域	
合計	

- 注1 [同左]
 2 [同左]
 3 「単位指定区域」の欄は、必要に応じて、適宜増減すること。
 4 [同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第三条 第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成九年郵政省令第九十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)

は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

(用語)

第二条 「略」

2 この省令の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

「一〜四 略」

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般関門中継系ルータ交換伝送機能に限る。）、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。

「六・七 略」

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘定科目表
資産

科 目	款 (原価部門)	項
1 電気通信事業固定資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。） 一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定関門中継ルータ SIPサーバ セッションボードコントローラ ENUMサーバ IP電話用DNSサーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。） 網終端装置（IP-VPNサービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービスもの）

(用語)

第一条 「同上」

2 「同上」

「一〜四 同上」

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機能に限る。）、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。

「六・七 同上」

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘定科目表
資産

科 目	款 (原価部門)	項
1 電気通信事業固定資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。） 一般第一種指定中継ルータ SIPサーバ セッションボードコントローラ ENUMサーバ IP電話用DNSサーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。） 網終端装置（IP-VPNサービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービスもの）

		<p>に保るもの)</p> <p>収容イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。)</p> <p>中継イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。)</p> <p>ゲートウェイスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。)</p> <p>伝送路</p> <p>(何)</p> <p>2 特別第一種指定設備</p> <p>端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの)</p> <p>主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)</p> <p>公衆電話設備</p> <p>端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>中継系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p>
--	--	---

		<p>に保るもの)</p> <p>収容イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。)</p> <p>中継イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。)</p> <p>ゲートウェイスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。)</p> <p>伝送路</p> <p>(何)</p> <p>2 特別第一種指定設備</p> <p>端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの)</p> <p>主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)</p> <p>公衆電話設備</p> <p>端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>中継系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p>
--	--	---

[略]	第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)	<p>の提供に用いられるものうち、ルーティン ング伝送機能に係るもの)</p> <p>信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信 号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノ ード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送 路又は相互接続点伝送路 (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定</p>
-----	---	---

[表略]
[表略]
[(注) 略]

費用
營業費用
營業收益
營業收益

[同左]	第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)	<p>の提供に用いられるものうち、ルーティン ング伝送機能に係るもの)</p> <p>信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信 号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノ ード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送 路又は相互接続点伝送路 (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定</p>
------	---	---

[表同左]
[表同左]
[(注) 同左]

費用
營業費用
營業收益
營業收益

電力設備	電話方案內設備	[略]								
		[略]								
	監視設備	[略]								
		[略]								
		[略]								
	(何)	[略]								
		[略]								
		[略]								
	空中線設備	[略]								
		[略]								
通信衛星設備	[略]									
	[略]									
末端設備	市內線路設備	[略]								
		[略]								
		[略]								
	市外線路設備	[略]								
		[略]								
		[略]								
土木設備	[略]									
	[略]									
海底線設備	[略]									
	[略]									
	[略]									
建物	[略]									
	[略]									

電力設備	電話方案內設備	[同左]								
		[同左]								
	監視設備	[同左]								
		[同左]								
		[同左]								
	(何)	[同左]								
		[同左]								
		[同左]								
	空中線設備	[同左]								
		[同左]								
通信衛星設備	[同左]									
	[同左]									
末端設備	市內線路設備	[同左]								
		[同左]								
		[同左]								
	市外線路設備	[同左]								
		[同左]								
		[同左]								
土木設備	[同左]									
	[同左]									
海底線設備	[同左]									
	[同左]									
	[同左]									
建物	[同左]									
	[同左]									

(第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第二条 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

<p>(用語) 第二条 「略」 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 「一〜四 略」 五 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータ（一の都道府県の区域内の通信の交換等を行うものに限る。）であつて、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。 五の二 一般第一種指定県間中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータ（専ら異なる都道府県の区域間の通信の交換等を行うものに限る。）であつて、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。 六 一般第一種指定ルータ 一般第一種指定収容ルータ、一般第一種指定中継ルータ及び一般第一種指定県間中継ルータをいう。 六の二 閉門系ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータ又は一般第一種指定県間中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される一般第一種指定中継ルータ又は一般第一種指定県間中継ルータ（他の電気通信事業者の電気通信設備に直接接続することができるものに限る。）をいう。 「六の三〜十五 略」 第四条 法定機能の区分、内容及び対象設備等） 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。</p>	<p>(用語) 第二条 「同上」 2 「同上」 「一〜四 同上」 五 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。 「新設」 六 一般第一種指定ルータ 一般第一種指定収容ルータ及び一般第一種指定中継ルータをいう。 六の二 閉門系ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される一般第一種指定中継ルータ（他の電気通信事業者の電気通信設備に直接接続することができるものに限る。）をいう。 「六の三〜十五 同上」 第四条 「同上」 （法定機能の区分、内容及び対象設備等）</p>	<p>機能の区分 六の二 ルーティング機能 一般中継系ルータ交換伝送機能 一般第一種指定中継系ルータ設備等（閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ、閉門系ルータ又は閉門交換機接続用メディアアダプトウェイと閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及び閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系ルータ設備等</p> <p>内容 一般第一種指定中継系ルータ設備等（閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ、閉門系ルータ又は閉門交換機接続用メディアアダプトウェイと閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及び閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系ルータ設備等</p> <p>対象設備 一般第一種指定中継系ルータ設備等</p>	<p>機能の区分 六の二 ルーティング機能 一般中継系ルータ交換伝送機能 一般第一種指定中継系ルータ設備等（閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ、閉門系ルータ又は閉門交換機接続用メディアアダプトウェイと閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及び閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系ルータ設備等</p> <p>内容 一般第一種指定中継系ルータ設備等（閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ、閉門系ルータ又は閉門交換機接続用メディアアダプトウェイと閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及び閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系ルータ設備等</p> <p>対象設備 一般第一種指定中継系ルータ設備等</p>
---	--	--	--

<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>種指定中継系伝送路設備をいう。以下同じ。)により通信の交換及び伝送を行う機能(特定のパケットについて優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。)</p>	<p>第一種指定中継系ルータ設備等(関門系ルータ以外の第一種指定中継系ルータ、第一種指定中継系ルータと第一種指定中継系ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備、第一種指定中継系ルータと第一種指定中継系ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及び関門系ルータ以外の第一種指定中継系ルータ又は第一種指定中継系ルータと関門系ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備をいう。以下同じ。)により通信の交換及び伝送を行う機能(特定のパケットについて優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。)</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>種指定中継系伝送路設備をいう。以下同じ。)により通信の交換及び伝送を行う機能(特定のパケットについて優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。)</p>	<p>〔同上〕</p>

〔第一種指定設備管理運営費の算定〕
 第九条 一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費は、第四条の表の上欄に掲げる機能の区分ごとに、その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。ただし、他の電気通信事業者が設置する設備を利用して当該機能を提供する場合には、当該設備の利用に必要な費用の総額を加えるものとする。

〔2 略〕
 (一) 一般中継系ルータ交換伝送機能等に係る接続料)
 第十八条の二 〔略〕
 2 第四条の表の六の二の項の一般中継系ルータ交換伝送機能に係る接続料は、データ伝送業務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送業務に関するものについては通信

〔第一種指定設備管理運営費の算定〕
 第九条 一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費は、第四条の表の上欄に掲げる機能の区分ごとに、その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

〔2 同上〕
 (一) 一般中継系ルータ交換伝送機能に係る接続料)
 第十八条の二 〔同上〕
 〔新設〕

量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(接続料規則の一部を改正する省令の一部改正)

第五条 接続料規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則 〔15・14 略〕</p> <p>15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する都道府県の区域（当該事業者が固定端末系伝送路設備を設置する都道府県の区域に限る。）以外の都道府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。）</p> <p>〔16・17 略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>附則 〔15・14 同上〕</p> <p>15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第二項に規定する単位指定区域をいう。以下この項において同じ。）以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。）</p> <p>〔16・17 同上〕</p>

（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第六条 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>附則 (経過措置) 第四条 削除</p> <p>第五条 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、新接続料規則第四条の表二の項の機能（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項の機能（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項の機能、六の二の項の機能（一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般県間中継ルータ伝送交換機能に限る。）及び九の項から九の四の項までの機能を用いて、他の電気通信事業者の電気通信設備を関門交換機又は関門系ルータで接続し、IP電話（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を用いて提供されるものを除く。以下同じ。）を提供するために通信の交換及び伝送を行う機能（次項及び第三項において「光IP電話接続機能」という。）の接続料を設定するものとする。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>附則 (経過措置) 第四条 令和六年十二月三十一日までの間、新施行規則第二十三条の四第二項第一号の二の特 定接続を行う場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤 を加えた金額に照らし公正妥当なもの（他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで 接続し、IP電話（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第 四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定す るインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を用いて提供されるものを除く 。以下同じ。）を提供するために通信の交換及び伝送を行うものに限る。）については、関門 系ルータを経由してIP電話を提供する場合及び関門交換機を経由してIP電話を提供する場 合の通信時間を合算したものをを用いて計算される金額とする。この場合において、当該金額は 、通信時間を単位として計算されるものとする。</p> <p>第五条 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、新接続料規則第四条の表二の項の機能（ 端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項の機能（ 関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項の機能、六の二の項の機能（一般中継系ルータ 交換伝送機能に限る。）及び九の項から九の四の項までの機能を用いて、他の電気通信事業者 の電気通信設備を関門交換機又は関門系ルータで接続し、IP電話を提供するために通信の交 換及び伝送を行う機能（次項及び第三項において「光IP電話接続機能」という。）の接続料 を設定するものとする。</p> <p>[2・3 同上]</p>

(第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第七条 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(令和四年総務省令第九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

める要素機能（附則別表第一の部分機能の区分の欄に定める部分機能の構成要素となる機能という。以下同じ。）について、附則別表第二の対象設備の欄に定める対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設に係る費用の額を用いて算定された当該要素機能の原価及び利潤の総額を当該要素機能に係る需要で除したものをいう。以下同じ。）の総額であつて、附則別表第一の単位費用総額の算定方法の欄に定める方法により算定したものをいう。以下同じ。）を当該各部分機能に係る需要（要素機能の単位費用算定に用いる通信時間であつて、当該各部分機能に係るものをいう。）により加重平均したものに「一から特定比率を減じた比率を乗じることにより算定した額に、附則別表第一第二表の部分機能の区分の欄に定める部分機能の単位費用総額に特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定するものとする。

【2 略】

第八条 削除

附則別表第一（附則第6条関係）

【第1表 略】

第2表

部分機能の区分	内容	単位費用総額の算定方法
一 閉門系ルータ接続機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門系ルータで接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行う部分機能	メタル回線収容部に係る単位費用＋一般中継系ルータ交換伝送部に係る単位費用＋一般中継系ルータ接続伝送部に係る単位費用＋一般奥間中継ルータ接続伝送部に係る単位費用＋SIPサーバ部に係る単位費用＋閉門系ルータ交換部に係る単位費用＋SIP信号変換部に係る単位費用＋番号管理部に係る単位費用＋トメイン名管理部に係る単位費用

附則別表第二（附則第6条関係）

める要素機能（附則別表第一の部分機能の区分の欄に定める部分機能の構成要素となる機能という。以下同じ。）について、附則別表第二の対象設備の欄に定める対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設に係る費用の額を用いて算定された当該要素機能の原価及び利潤の総額を当該要素機能に係る需要で除したものをいう。以下同じ。）の総額であつて、附則別表第一の単位費用総額の算定方法の欄に定める方法により算定したものをいう。以下同じ。）を当該各部分機能に係る需要（要素機能の単位費用算定に用いる通信時間であつて、当該各部分機能に係るものをいう。）により加重平均したものに「一から特定比率を減じた比率を乗じることにより算定した額に、附則別表第一第二表の部分機能の区分の欄に定める部分機能の単位費用総額に特定接続負担額（他の電気通信事業者が当該部分機能の利用に当たり電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の四第二項第一号の二の特定接続を行う場合に当該他の電気通信事業者が負担すべき金額に相当する額であつて、前条第二項の規定により読み替えて適用される新接続料規則第六条の規定により整理された電気通信設備の資産及び費用に基づいて原価及び利潤を算定したものをいう。）を加えた額に特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定するものとする。

【2 同上】

第八条 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、他の電気通信事業者が電気通信事業法施行規則第二十三条の四第二項第一号の二の特定接続（他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門系ルータで接続する場合において、アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送を行うものに限る。）を行う場合に、当該特定接続に関して金銭の取得をしないものとする。

附則別表第一（附則第6条関係）

【第1表 同左】

第2表

部分機能の区分	内容	単位費用総額の算定方法
一 【同左】	【同左】	メタル回線収容部に係る単位費用＋一般中継系ルータ交換伝送部に係る単位費用＋一般中継系ルータ接続伝送部に係る単位費用＋SIPサーバ部に係る単位費用＋閉門系ルータ交換部に係る単位費用＋SIP信号変換部に係る単位費用＋番号管理部に係る単位費用＋トメイン名管理部に係る単位費用

附則別表第二（附則第6条関係）

【第1表 略】
第2表

要素機能の区分	内容	対象設備
【一・一】略		
三 一般中継系ルータ接続伝送部	第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定中継系伝送路設備であって、第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置されるもの
三の二 一般果間中継系ルータ接続伝送部	関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと関門系ルータの間に設置される第一種指定果間中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定果間中継系伝送路設備であって、関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと関門系ルータの間に設置されるもの

【第1表 同左】
第2表

要素機能の区分	内容	対象設備
【一・一】同左		
三 一般中継系ルータ接続伝送部	第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定中継系伝送路設備であって、第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置されるもの

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）及び第二条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下これらを「新規則」と総称する。）の施行の際電気通信事業法第三十条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新施行規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

3 前項の規定による申請に対する認可の処分の日が新規則の施行後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

4 この省令の施行の際現に電気通信事業者又は電気通信事業法第六十四条第一項第三号に掲げる

電気通信事業（次項において「第三号事業」という。）を営む者である者に対する第四条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「毎報告年度経過後」とあるのは「電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（令和 年総務省令第 号）の施行の日から起算して」と、「当該報告年度」とあるのは「当該日を含む報告年度の前報告年度」と、「報告年度」とあるのは「当該報告の前報告年度」と、「該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である」とあるのは「第一号に掲げる区分に該当する」とする。

5 前項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による改正後の電気通信事業法報告規則第二条第三項ただし書又は第四項ただし書の規定により、その提供する電気通信役務について同条第三項又は第四項の規定による報告を要しないこととされた電気通信事業者又は第三号事業を営む者については、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（令和 年総務省令第 号）の施行の日を含む報告年度の前報告年度に係る同条第三項又は第四項の規定による報告として、当該電気通信役務について同条第三項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告又は同条第四項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をしたものとみなす。